

【重要論点 民法（債権）】（月曜日 7 時限）

星野 豊

講義のねらい

民法のうち、債権の総論各論の両分野における「重要論点」とされるものを解説する。

債権は全体として取り扱う範囲が広範であり、特に債権総論部分については、やや抽象度が高い議論が行われる分野であるため、できる限り具体的な事例を基に解説することを心がけるが、概念の定義や制度趣旨について確実に理解し、条文を正確に確認することを勧める。

講義の内容・スケジュール

前期において債権総論及び契約総論を扱い、後期において契約各論及び事務管理・不当利得・不法行為を扱う。基本的な予定は次のとおりであるが、臨時に変更ないし順延することもありうる。

授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用して行うこととするが、個別の事情あるいは全体的な状況により、変更することがありうる。また、授業中に意見や解釈を求めることがあるため、積極的に参加されたい。

《前期》

- ① 債権の概念 ② 債権の目的・種類、利息制限法制 ③ 履行強制 ④ 債務不履行 ⑤ 弁済、代物弁済 ⑥ 供託・相殺・更改・免除・混同 ⑦ 債権者代位権 ⑧ 債権者取消権 ⑨ 分割債務、不可分債務、連帯債務、保証債務 ⑩ 債権譲渡・債務引受 ⑪ 契約の概念 ⑫ 契約の締結・効力・解除 ⑬⑭（予備日）

《後期》

- ① 贈与・売買・交換 ② 消費貸借・賃貸借・使用貸借 ③ 雇用・請負・委任・寄託 ④ 組合・終身定期金・和解、無名契約 ⑤ 事務管理・不当利得 ⑥ 不法行為の概念 ⑦ 不法行為の要件効果 ⑧ 監督者・使用者・注文主・工作物・動物占有者 ⑨ 共同不法行為・その他の法律上の責任 ⑩⑪（予備日）

教科書等

各自が気の合う教科書を用いれば足りるので、特定の教科書を指定することはしない。但し、せっかく買った本はきちんと読むことを強く勧める。

六法は、携帯していれば便利なが多いが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。